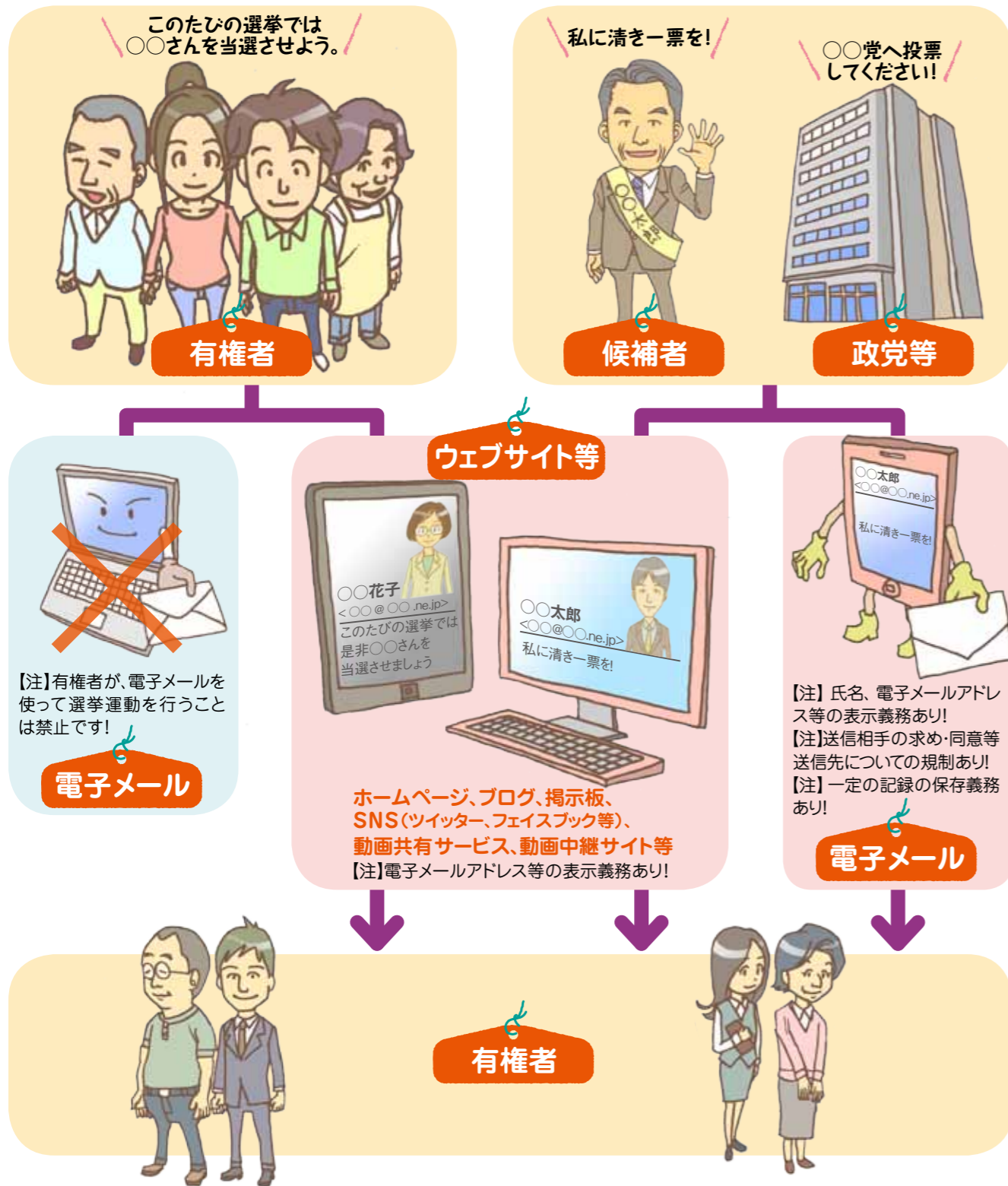


次の国政選挙から インターネットを使った選挙運動が できるようになります!

選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図るため、次の国政選挙からインターネットを利用する選挙運動が解禁されます。ただし、選挙運動用電子メールを送ることができるのは候補者・政党等に限られます。



※詳しくは、総務省のホームページをご覧ください。 [ネット選挙運動総務省](#)

インターネット 選挙運動

特集

次の国政選挙から ついに解禁!!

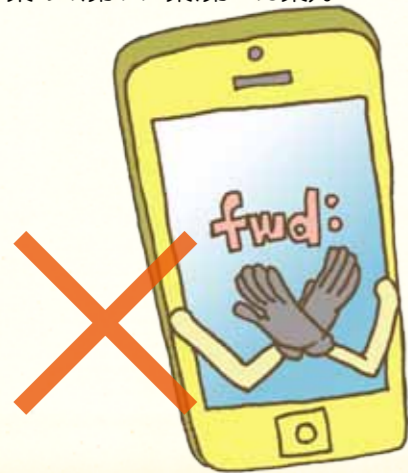


これらの禁止行為は

選挙運動の方法等に関する規制(例)

有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません!

電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者・政党等に限りです。有権者は、候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません。(公職選挙法第142条の4、第142条、第243条)。



未成年の選挙運動は禁止されています!

年齢満20歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません(公職選挙法第137条の2、第239条)。インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。



HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません!

選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして、頒布してはいけません(公職選挙法第142条、第243条)。



選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません!

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしかすることができません(公職選挙法第129条、第239条)。



処罰の対象となります!

誹謗中傷・なりすまし等に関する刑罰(例)

候補者に関し虚偽の事項を公開してはいけません!

当選させない目的をもって候補者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は処罰されます(公職選挙法策235条第2項)。



氏名等を偽って通信してはいけません!

当選させる、もしくは当選させない目的をもって真実に反する氏名、名称または身分の表示をして、インターネットを利用する方法により通信した者は処罰されます(公職選挙法第235条の5)。



悪質な誹謗中傷行為をしてはいけません!

公然と事実を明らかにし、人の名誉を段損した者は処罰されます(刑法第230条第1項)。事実を明らかにせずとも、公然と人を侮辱した者は侮辱罪により処罰されます(刑法第231条)。



候補者等のウェブサイトを変更してはいけません!

候補者のウェブサイトを変更するなど、不正の方法をもって選挙の自由を妨害した者は、選挙の自由妨害罪により処罰されます(公職選挙法第225条第2号)。不正アクセス罪(不正アクセス行為の禁止等に関する法律第3条、第11条)にも該当します。

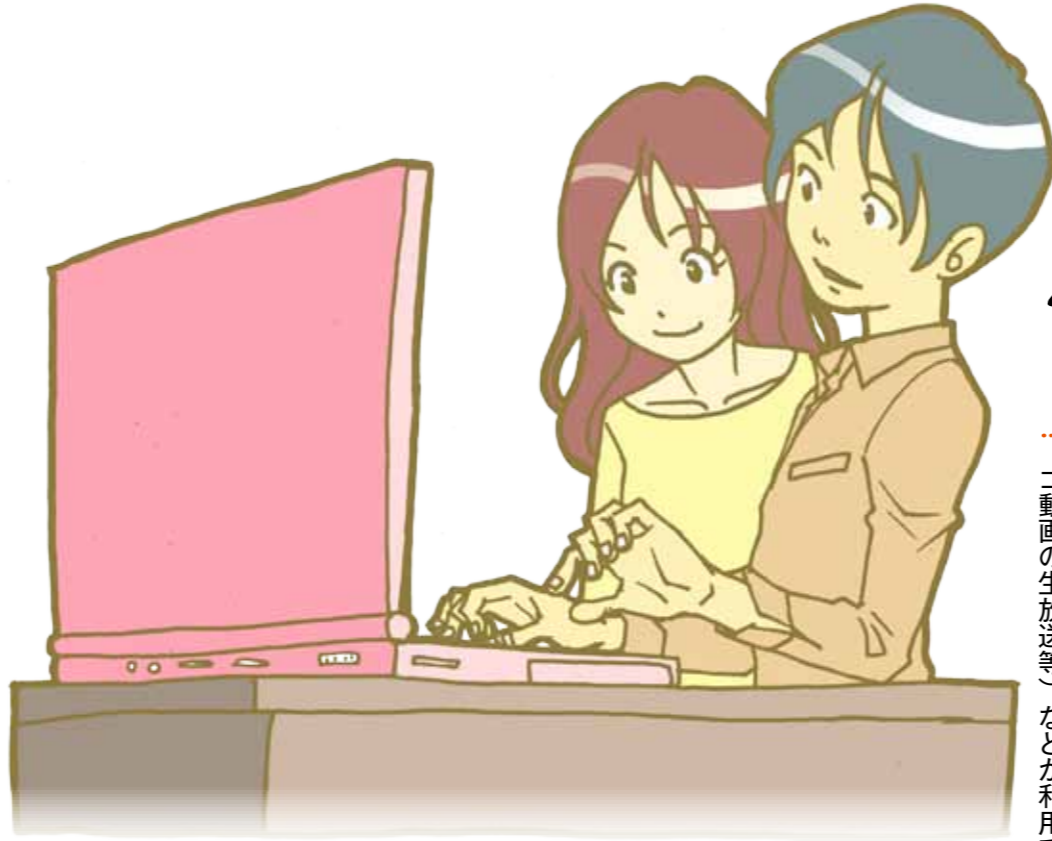


「インターネット選挙運動」

がわかる 教えて! Q&A

Q1 平成25年4月19日に改正法が成立しましたが、いつから施行され、どの選挙から適用されますか?

A1 本改正法は、公布の日(4月26日)から起算してひと月を経過した日(5月26日)から施行され、施行日以降初めて公示される国政選挙(衆議院議員の総選挙または参議院議員の通常選挙)の公示の日以後に、その期日を公示または告示される国政選挙および地方選挙について適用されます。



Q2 インターネット選挙運動において、具体的にどのような手段を利用することができますか?

A2 すべての人(未成年者等、選挙運動を禁じられた人以外)は、選挙運動において「インターネット等を利用する方法」のうち、「ウェブサイトを等を利用する方法」(電子メールを利用する方法以外の方法)を利用することができます。

具体的には、①ホームページ ②ブログ・掲示板 ③TwitterやFacebookなどのソーシャルネットワークサービス(以下、SNS) ④動画共有サービス(Youtube、ニコニコ動画等) ⑤動画中継サイト(Ustream、ニコニコ動画の生放送等)などが利用で

Q5 候補者や政党等のウェブサイトに本物がどうかは、どのように確認すればいいのでしょうか?

A5 候補者や政党等は、立候補届出の際に、選挙運動用のウェブサイト(各自のサイトに限る)のURLを届け出ることが出来ます。

各選挙管理委員会等に届出のあ

Q6 選挙期日の当日のウェブサイトを更新したり、掲載している文書画像を削除せず残したりすることはできるのですか?

A6 選挙運動ができるのは選挙の公示・告示の日から選挙期日の前日までとされています。したがって、選挙期日の当日の文書画像の頒布は、従来通り、禁止されています。選挙運動用ウェブサイトの更新や電子メールの送信は行うことができます。

ただし、選挙期日の当日に、選挙

きることとなります。

電子メールを利用する方法とは、その全部又は一部にシンプル・メール・トランスファー・プロトコルが用いられる通信方式(SMTP方式)と、電話番号を送受信のために用いて情報を伝達する通信方式(電話番号方式)の2つです。

選挙運動用電子メールの送信主体は、候補者、政党等に限定されます。

Q3 ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動用の文書画像を頒布する場合、表示義務はありますか? ある場合は、表示内容も教えてください。

A3 文書画像を頒布する者は、その頒布する文書画像に「電子メールアドレス等」、すなわち「電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報」を表示しなければなりません。

具体例としては、電子メールアドレスのほか、返信用フォームのURL、Twitterのユーザー名などが挙げられます。

これらの情報を表示させること

Q7 その他、どのようなことが改正されたのでしょうか?

A7 有料インターネット広告については、政党等の選挙運動用ウェブサイトに直接リンクする政治活動用広告を政党等にのみ認めることとされました。

また、なりすましや誹謗中傷への対策として、①氏名等の虚偽表示罪の対象に、インターネット等を利用する方法が追加されることにも、②選挙運動用文書画像等についてのプロバイダ責任制限法の特例が追加されました。あわせて、インターネット等を利用した選挙期日後の挨拶行為の解禁、屋内の演説会場内における映写等の解禁、インターネット等の適正な利用についての努力義務の追加、電子メール及び有料インターネット広告に関する検討規定の追加等の改正が行われています。

詳しい改正内容は、総務省のホームページでご確認ください。

Q4 ウェブサイト等を利用して頒布する文書画像への表示義務ですが、電子メールアドレス等をどこに表示すれば義務を果たしたことになりますか? また、掲示板やTwitterやFacebookなどの場合は、どのように表示すればいいのでしょうか?

A4 ウェブサイト(ホームページ)の場合は、トップページに電子メールアドレス等を分かりやすく表示するのが原則です。ただし、トップページにないページの場合は、そのページ内に表示する必要があります。

掲示板の場合は、ひとつひとつの書き込みで電子メールアドレス等の連絡先を表示させます。IDやハンドルネーム等それだけでは本人に連絡を取ることができない情報のみ表示では、表示義務を果たしているとは認められません。ただし、IDやハンドルネームなどをクリックすると、その人に電子メール

により、記載内容に責任を持たせ、反論等の場合の連絡先を明らかにすることで、誹謗中傷やなりすましを抑制しようという趣旨です。

詳しくは、総務省のHPをご覧ください。

『インターネット選挙運動の解禁に関する情報』

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html

ネット選挙運動総務省 検索